

シルバー人材センター等からの役務の提供業務の契約締結について

令和 8年 5月 7日

大阪広域水道企業団契約規程第12条第3号に基づく、役務の提供を受ける業務の契約結果は次のとおりです。

	契約名	履行場所	業務の内容	期間	契約日	契約金額 (税込)	契約の相手方氏名 又は名称及び住所	契約の相手方とした理由
1	柏原水道施設 除草及び清掃 業務(単価契約)	柏原市玉手町17 番1号ほか	除草及び清掃業務 1式	令和8年5月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年 5月1日	¥3,574,575-	公益社団法人柏原市 シルバー人材センター 柏原市安堂町1番55号	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に則り、地域社会との 相互交流・連携を目指し市内在住者で構成する公益社団法人であ るシルバー人材センターと契約することにより、高齢者等の就業 機会の促進と福祉の増進に寄与することができるため。